

# 幡多広域観光動向ニーズ調査・分析・戦略策定事業 委託業務仕様書

## 1 委託事業名

幡多広域観光動向ニーズ調査・分析・戦略策定事業

## 2 業務の目的

各種調査・データをもとに観光動向や傾向分析を行い、観光セールス・プロモーション戦略案（以下「観光戦略案」という。）を策定することで、一般社団法人幡多広域観光協議会が、幡多地域の観光について戦略的マーケティングや企画・立案のほか、地域の観光関係者をまとめ上げるプラットフォームとしての役割を担う組織となることを目的とする。

## 3 委託事業の内容

一般観光客、外国人観光客、スポーツ合宿・大会等参加者（以下「スポーツツーリズム客」という。）を対象として、以下の各種調査の実施、データの収集を行い、それらの分析を経て観光戦略案の策定を行うこと

なお、一般社団法人幡多広域観光協議会では、平成 27 年 3 月に「幡多広域観光振興計画」を策定し、目標数値やその達成のための具体的な施策を定めている。本委託事業は、この計画の検証・見直し・追加などに活用することを想定しているため、同計画の内容を踏まえた業務として取り組むこと

### (1) 一般観光客・外国人観光客

#### ①各種調査の実施やデータの収集

- ・国、自治体、民間調査会社等が観光客を対象に実施する観光統計調査データの収集
- ・幡多地域内宿泊施設、体験プログラム事業者等への受入実態及びヒアリング調査
- ・旅行会社の商品取扱状況や旅行造成担当者のニーズなどの調査
- ・観光客交通手段等移動方法の把握、データの収集
- ・観光客にニーズ・満足度・動態を図るためのアンケート調査

#### ②今後の指標となる各種調査方法の確立

- ・各種調査や収集したデータをもとに幡多広域内における観光客入込数、観光総消費額算定など、観光動向の指標となる算出方法を提案
- ・幡多広域内への観光客のニーズ調査、満足度をはかる指標の確立

#### ③観光戦略案の検討、策定

- ・各種調査・データの分析
- ・上記分析を踏まえ、今後の活動指針となる観光戦略について幡多 6 市町村主管課長会で検討・整理（3 回程度開催）し、観光戦略案を策定

## (2) スポーツツーリズム客

### ①実態調査

- ・幡多広域内各市町村のスポーツ受入施設の概要、受入可能競技、年間施設利用状況（稼働率）、スポーツツーリズム客年間受入実績
- ・近隣宿泊施設のスポーツツーリズム客受入状況、協力体制の希望の有無
- ・上記のほか、幡多地域内のスポーツツーリズムに関する情報収集

### ②ワンストップ窓口体制や観光戦略案の検討、策定

- ・各種調査・データの分析
- ・上記分析を踏まえ、各市町村との協力・連携によるワンストップ窓口体制や今後のスポーツツーリズムの活動指針となる観光戦略についてスポーツ合宿等誘致推進チームで検討・整理（3回程度開催）し、観光戦略案を策定

## 4 契約期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

## 5 成果品

### (1) 成果品の内容、提出形式

#### ①報告書（A4横パワーポイントで作成）

部数…カラー印刷したもの 15 部

内容…以下の成果を取りまとめたものとする。

- ・各種調査、収集データ
- ・観光動向、観光客のニーズ満足度をはかる指標
- ・各種調査、収集データの分析を踏まえた観光戦略案

#### ②電子データ

部数…CD-Rに収めたもの 15 部

内容…以下のデータとする。

- ・報告書（パワーポイント形式）
- ・各種調査、収集データの基礎となるデータ（EXCEL 形式）

### (2) 納期及び納入場所

- ・納期 平成 28 年 3 月 22 日（火）
- ・納入場所 一般社団法人幡多広域観光協議会（四万十市右山 383-15）

## 6 委託金額の上限

12,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 7 その他

- ・本事業を実施するにあたり、十分調整すること
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。

- この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。
- 個人情報に関わるデータを取り扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること